

令和6年5月28日

株式会社ぜに屋本店  
代理人弁護士 福田浩久 先生

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき  
理事長 福崎博孝  
担当者 横山公一  
TEL(095)895-8520、FAX(095)895-8521



令和6年3月6日付回答書を踏まえた再申入書

当法人の令和6年2月13日付け照会書に対し、貴職から同年3月6日付で  
ご回答をいただきました。

しかし、テレビCMの考査を通ったからと言って「質値は貴方に付けて頂きます」という表現が景品表示法上問題ないと確証されたことにはなりません。

また、株式会社ぜに屋本店（以下「貴社」といいます。）に寄せられたお客様からの評判や口コミに貴社が一番高く買い取ってくれたという声が多くても、グーグルの口コミでどれだけ多くの高評価を得ているとしても、「長崎県で買取といえば、一番の買取価格・・・をもつ『ぜに屋』や「質値は最高」といった表現等は、「一番」や「最高」でない場合がある限り、事実と反すると言わざるを得ません。

当法人は、貴職のご回答を踏まえてもなお上記表現に問題があると考えています。つきましては、これらの表現の削除について再度ご検討いただきますようお願いいたします。

以上